### 運転士業務委託 仕様書

- 1. 勤務時間及び人員の配置
  - (1) 勤務時間:月曜日から金曜日 午前 07:30~午後 04:00 (7.5 時間) を基本とする。
  - (2)休憩時間:午後00:00~午後01:00を基本とする。
  - (3) 土曜日、日曜日及び沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条第2項の休日は、原則として業務を行わない。ただし、上記時間以外及び業務を行わない日でも、救急患者等の輸送等の緊急時等、特に必要な場合には業務に従事するものとする。(時間外業務を行った場合、業務に支障がない範囲で勤務時間帯に振り替えることができるものとする。)
  - (4)配置及び内容については双方協議の上変更できることとする。

# 2. 業務内容

- (1)病棟患者及び外来患者等の搬送(医師及び看護師帯同)
- なお、搬送業務を実施する場合はストレッチャー対応を含むこととする。
- (2)職員や業務応援等に対する空港等への送迎
- (3)職員等の島内への送迎
- (4)病院関連物品等の搬送(郵便等)
- (5) 臨床研修医師等への島内案内業務
- (6) 医局関連物品等の配送(弁当の受取等)
- (7) 車輛の維持管理、整備及び清掃等に関する事
- (8) 自動車等運行管理簿、運転前点検等、関連書類の作成及び病院の提出
- (9) 管理車両の自賠責保険や任意保険等に関する事務補助
- (10)集団災害マニュアルなど、緊急時には院内マニュアルに基づいた対応
- (11) その他、病院が指示する業務(運転業務以外の業務も含む。)
- 3. 業務時の服装について

清潔で華美にならない服装で勤務すること

- 4. 業務に従事する運転士の条件
  - (1)年齢は65歳までを基本とする。
  - (2)業務従事者の運転記録証明書を提出すること。
  - (3)健康診断等で、医師から業務に支障がないと判断された者であること。
  - (4)毎月、業務報告書を作成し、提出すること。

### 5. 緊急時の連絡

搬送時の事故や時間外搬送など、緊急時においては迅速に病院に連絡し、指示を受け対応

を行うこと。

## 6. 車両に対する保険

管理車両に対する保険は病院の責任で加入するものとする。ただし、乙の責任による損害の場合、損害額のうち保険で補償されないものについては、乙はその損害額を支払わなければならない。(免責金額及び保証上限額を超過した金額、又は保険適用外の行為があったとき。)

#### 7. 業務に必要な設備の提供

甲は乙の業務に必要な電算機器、事務机、いす、電話その他実務用品を提供するものとする。

## 8. 業務実施上の留意事項

- (1) 就業中は業務の特殊性を考慮し、常に言葉遣いや所作等に留意するとともに、来客者や患者等に対しては親切丁寧に接するように心がけること。
- (2)業務の性質上、甲の施設、設備の一部を甲乙双方の職員が供用する必要があることを考慮し、業務の実施にあたっては、常に善良な管理者の注意をもって、甲の業務に支障のないよう考慮するものとする。また、業務遂行上、疑問な点等があれば、甲乙双方が協議して処理するものとする。
- (3)業務従事者は常に守秘義務のあることを自覚すること。

### 9. 管理車輛

車体の形状	用途	乗車定員	燃料の種類
患者搬送車	特殊	9人	ガソリン
箱型	乗用	5 人	ガソリン
箱型	乗用	5 人	ガソリン
箱型	乗用	4 人	ガソリン
箱型	乗用	4 人	ガソリン
箱型	乗用	4 人	ガソリン
箱型	乗用	4 人	ガソリン
ステーションワゴン	乗用	8人	ガソリン
ステーションワゴン	乗用	5 人	ガソリン
バン	貨物	2 [5] 人	ガソリン
キャブオーバ	貨物	2 人	ガソリン

## 10. その他

本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。